

# 第 39 回津地区合併協議会（法定）

## 会 議 録（要旨）

日 時 平成 17 年 6 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～  
場 所 津市役所 8 階 大会議室  
出席者 津市、久居市、河芸町、美里村、安濃町、香良洲町、白山町、美杉村の各市町村長、  
芸濃町収入役、一志町助役及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀  
昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

### 1 開 会 事務局長あいさつ

### 2 会長あいさつ

どうも皆さんお暑うございます。今日は、39 回の合併協議会となりました。6 月の  
議会を終えられて、とてもお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。  
梅雨なんです、なかなか雨が降りそうで降りません、皆さんの上水道、農業  
用水等々、気になさっていらっしゃると思います。飲み水のほうは、いつも、中勢水  
道連絡協議会で皆さん方に色々お世話になっておりますけれども、深刻さもほどほど  
ということなんでしょうけれども、農業用水のほうは、非常に厳しくなって参りま  
して、空を見て心配しているところでございます。

さて、あと 6 ヶ月になりまして、今それぞれ、皆さんの団体から、おいでいただ  
いております幹事さん、また専門委員さん、非常に、現場的な、事務的な詰めもやっ  
ていただきまして、非常に作業量が多うございますので、なかなか、日頃の業務もお忙  
しい中、恐縮をしておるわけでありましてけれども、何卒、円滑にスタートが出来ま  
すように、私どもも、いらっしゃる皆さんには、極力お願いを申し上げていきますけ  
れども、是非、議長さん、首長さん、それぞれの方に、ひとつ、気を引き締めて準備に  
あたるように、また、ご促令いただければと、こんなふうに思います。

それでは、会議に入らせていただきますが、今日は、これまで色んなご意見を  
いただきまして、それぞれ調整を続けて参りました組織、機構の案の協議と、事務事業  
の詳細事項調査結果といたしまして、協議事項 4 件の協議をお願いをいたしたいと思  
います。また、次に協議をお願いをいたします協議事項の 3 件と、報告事項の 7 件を、  
併せて説明をさせていただいて、そして、次の協議会へという段取りでございますの  
で、どうぞよろしくをお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ご挨拶をこのくらいで、始めさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。会議に先立ちまして、津地区協議会委員の移動について、  
ご報告いたします。美杉村議会の役員改選によりまして、森下誠議長が今回から委員  
としてご出席をしていただきます。よろしくをお願いをいたします。

森下委員 失礼をいたします。今、ご紹介いただきました美杉村の森下誠でございます。合併  
期日が迫っております、当協議会の 2 号委員として、精一杯務めさせていただき  
たいと。津市の 16 万人を超える方が 2 号委員として 1 名、7,000 人を割る美杉村も 1 名  
ということだけに、その職責の重さを痛感しております。どうぞ、よろしくご指導下  
さい。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。次に、芸濃町長横山雅宏様、一志町長前山吉三様におか  
れましては、所用によりご欠席で、芸濃町収入役長尾光秀様、一志町助役中野栄一様  
が代理出席と連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、会議次第3に入ります前に、協議会規約第9条第2項によりまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより、会議の進行を議長に移させていただきます。よろしく申し上げます。

会 長 はい、それでは、協議会規約第9条第1項の規程によりまして、今日の会議の議長を務めさせていただきます。どうぞ、委員の皆さま方、格別のご協力をお願い申し上げます。

まず、今日の会議でありますけれども、代理でご出席の方を含めまして、委員24人の出席で、津地区合併協議会規約第9条第2項の規程を満たしております。当会議の成立を、まず、ご報告を申し上げます。

次に、今日の会議録の署名委員をお願いいたします。美杉村長の結城委員さん、お願いいたします。それから、津市議会議長の梅崎委員さん、お願いいたします。第3号委員から、青木委員さん、お願いをいたします。それでは、ご三名の方をお願いをいたしまして、会議次第に従いまして会議を進めます。

### 3 新市の組織・機構について(案)

会 長 まず、会議次第の3、新市の組織・機構(案)につきましてを議題といたします。前回の協議会で、組織・機構修正案につきまして、それぞれの市町村からいただきましたご意見等を踏まえまして、再度、組織・機構(案)を調整をいたしました。6月10日に、各委員の皆さんにお送りをさせていただき、提案とさせていただきました。それぞれの委員各位、また市町村議会で、ご検討をいただいたことと思いますので、それでは早速、お送りをさせていただきましたもの等々につきまして、ご質疑がございましたら、また、ご意見がございましたら、お願いをして参りたいと思います。特に順というふうには申し上げませんので、どうぞ、ご所見のある方からお願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。それじゃ、どうぞ、久居の議長さん。

茂山委員 それでは許可をいただきまして、久居市から、組織・機構の修正案についての意見を述べさせていただきます。新市の組織・機構については、前回、第38回合併協議会において、当市議会として、5件の要望を報告しましたが、その後、6月1日に、再修正案が提示され、6月17日、第46回市町村合併調査特別委員会を開催しまして、改めて、慎重に審議をいたしました。その中で、出された主な意見を集約した結果をご報告いたします。

まず、1点目として、水道事業にかかる組織・機構についてであります。再修正案において、久居地域においては、これまでの工務課久居分室から、久居水道事業所を設置するという考え方が示されました。このことについては、前回協議会における当市の要望を踏まえた上で、一步前進した考え方が示されたものと喜んでおります。しかしながら、工務課久居分室が、久居市に係る水道施設の維持管理に関することを、所掌事務としていたのに対し、水道事業所については、久居市に係る水道関連施設の維持管理に関することとされており、業務内容については、あくまでも、施設の維持管理に限定されたものであり、基本的には、名称のみの変更がされたものであるとの意見が出ております。前回協議会でも申し上げたことですが、現在の給水人口、施設規模等、新市全体に占める久居市の水道事業規模に加え、大規模住宅団地の開発、久居インターガーデンなどの、大規模商業施設の立地等、10市町村の中でも、持続的な開発と、人口増加が続く当市においては、将来にわたる水道施設の拡張は必要不可欠な状況となっております。また、今後予想される大規模地震災害への迅速な対応や、水道事業が市民生活の根幹をなす最も基本的な住民サービスの1つであることを勘案した場合、単なる維持管理に限定した事業所では、市民ニーズに的確に応える十分な公共サービスを行うことが困難であると考えます。更に、先の新聞報道でもあったように、漏水対応等を業者団体に一任することに対し、行政としての責任と公平性、透明性の観点から疑問視がされており、現在、当市において実施し、市民の皆さんにも

定着しているような対応が求められているという実態があります。以上のような様々な状況を勘案した場合、水道事業所については、総務・管理部門等、本局に統合すべき業務を除き、水道事業拡張計画等への対応等、十分な事務を分掌すべきであると考えます。改めて、検討していただくよう、要望いたします。

次に、2点目として、津総合支所の設置についてであります。6月10日に示されました組織・機構修正案の意見等への対応において、津市の地域においては、本庁組織の一部において、総合支所が実施する行政サービスが可能であり、津総合支所は設置しないという考え方が事務レベルで改めて示されました。また、前回協議会においては、津総合支所の設置は必要ないとのご意見も一部に出しております。このため、改めて、慎重に検討しましたが、やはり、今回の合併が、あくまでも対等合併であること、また、合併協定書に、旧行政区域に支所を設置するとされている中で、旧行政区域に津市が含まれるのは当然の理であり、10市町村が合意した合併協定書の内容に沿った調整が必要であるとの意見も出されたところでございます。このことから、津市にも総合支所を設置し、1つの本庁、10の総合支所という基本的な考え方に基づく調整が必要であると考えます。また、津市に総合支所を設置したとして、本庁組織を収容する場所をどうするのかという疑問については、実際には、本庁組織は、各総合支所を束ねることを目的とするコンパクトな規模になり、施設的にも、既存施設の有効活用を図る中での対応が可能であることから、新たな施設が必要になるものではないと考えます。対等合併であるとの原点に立ち、改めて、津総合支所の設置について、検討していただくよう、求めるものであります。また、前回協議会において、一部の市町村さんから、提言のあったところですが、仮に、津総合支所を設置しないのであれば、合併協定書の見直しが必要になるのではないかと考えております。

第3点目としまして、総合支所の機能についてであります。前回の協議会において、合併後の地域振興の重要性、新市まちづくり計画に沿った着実な事業実施を進めるため、これらを主体的に担当する部署として、総合支所に地域振興課を設置すべきであるとの意見をご報告いたしました。この意見に対し、特定の業務を分掌するようなもの、また、期間を限って設置するようなものについては、課の中に室を設置して、所掌させるとの考え方が示されたところです。しかしながら、広大な市域となる新市の地域振興については、決して、期間を限って対応するものではなく、新市まちづくり計画の計画期間が経過した後であっても、恒久的課題として取り組むことが必要であり、中心部のみでなく、それぞれの地域特性を活かした新市全体としての発展が非常に重要な課題であることは明らかであります。合併により、周辺部の市町村の住民にとっては、合併後の地域振興に大きな不安を抱いていることを、十分に理解され、地域振興を所掌する部署については、室ではなく、地域振興課を設置し、新市として、各地域の特性を十分に活かしたまちづくりを進めるという姿勢を明確に示すべきではないかと考えております。加えて、着実な地域振興を進めるにあたって、予算の裏付けが必要不可欠になることは言うまでもありません。各総合支所の予算配分については、地域予算という考え方が示されておりますが、総合支所管内の地域振興予算を総体的に管理、運用するために、総合支所に財務担当部門を明確に配置すべきであると考えております。

第4点目としまして、総合支所長の専決権限であります。総合支所長、総合支所の課長職の権限の細部については、今後、専決規程を調整する中で整理していくとの考えが示されました。しかし、組織・機構を検討するにあたっては、総合支所長の明確な専決権限を示すことが大前提であり、最も肝心な部分を先送りしたままの検討には、問題があるとの意見が出ております。住民の間には、合併により市役所が無くなり、総合支所が設置されるとしても、結果的には、何もかも本庁へ取り次いだ上での対応になるとの強い懸念があります。そのような合併に伴う市民の不安を払拭する、また、新市における効率的でスピーディな行政対応を実施するため、まず、具体的な総合支

所の専決権限を示すべきであると考えております。このことについては、以前から、各市町村議会の意見として報告されているところであり、適切に対処していただくようお願いするものであります。

第5点目としましては、工事事務所の設置についてであります。工事事務所を設置するメリットとして、限られた技術系職員を、本庁と工事事務所に集中配置し、効率的な活用を図ることで、統一的な技術水準の工事施工が可能になる。市域の広域化に対し、迅速な対応を確保出来るとの見解が示されました。本市としましては、これまでの事業規模に応じた技術系職員の確保に努力してきたところですが、新市全体として、どの程度技術系の職員が不足し、また、各市町村間で、どのような状況の違いが生じているのか、そのあたりの具体的な根拠を示した上で、改めて、工事事務所のあり方について、再検討をしたいと考えているところでございます。また、開発行為の許可については、届け出から許可の処分に至るまで、公正で統一的な指導のもとに、迅速に処理するため、本庁で対応するという考え方が示されました。本市においては、開発規模の大小に関わらず、地元自治会関係者、地元選出議員等による開発事前協議を実施しており、地域の意向に配慮し、地域の意向を的確に反映できるよう取り組んでいるところでございます。このような中で、本庁一括の対応となった場合、本当に、地域の意向に則した判断がされるのか、非常に危惧するところであります。各地域の実情に熟知した総合支所での所掌、開発事前協議の実施について、改めて検討いただきたいと思っております。また、入札・検査業務についても、本庁一括で実施するという考え方が示されておりますが、現在、10市町村が実施している入札業務は何件程度なのか、全て本庁一括で実施することが本当に可能なのか、仮に、本庁一括で実施した場合、指名審査等、実質的な業務を遂行することは可能なのか、改めて納得のいく説明が求められております。また、検査業務についても、完成検査だけではなく、中間検査もあり、10市町村全体では膨大な数の検査を実施することになります。適正かつ十分な検査を実施するにあたり、本当に本庁一括で対応出来るのかという大きな疑問が残っております。このことから、一定規模以下の入札、検査業務については、総合支所での実施も含め、改めて検討いただきたいと思っております。以上が、久居市議会における主な意見の報告ですが、組織・機構については、新市の基礎づくり、市民サービスの拠点づくりというべき非常に重要な課題です。このことから、更に深く、市町村の意見を踏まえた上での、より慎重な審議・検討をいただくよう、お願いする次第でございます。以上、久居市の特別委員会の報告でございます。よろしく申し上げます。

会 長 どうもありがとうございました。それでは、他の皆さんからお伺いをしていくんですけれども、少し、茂山委員さんからお話をいただきましたのが5点ほど、水道の組織、総合支所津の話、支所機能の話、支所長の権限、工事事務所ということですね。久居市議会の主な意見であったと報告をいただきました。ちょっと、ここで、皆さんのご意見を伺う前に、事務局からお答え出来ることがあれば、ご答弁をいただきますようか。

高橋幹事長 何点かいただきましたご意見のうち、まず、水道事業に係ります久居事業所の設置ということで、今回、久居市の区域における水道事業の、サービス水準の維持、効率化の推進という観点から、現在の久居市の区域の施設の維持管理を所管する、久居水道事業所を設置するということとしております。今、ご意見にありました、新市の水道施設の拡張への対応につきましては、新市全体の水道事業計画に基づいた中での、調整計画推進ということが必要となってくると考えられます。いわゆる、地域単位で拡張事業に対応していたのでは、やはり、合併のメリットを生かすことが出来ないというふうに考えられますので、水道局の本局の中で、地域全体の拡張対応といったものを、総務・企画・管理部門も所掌していきたいと、そのほうが、効率的な水道事業の運営が可能ではないかというふうに考えております。それから、総合支所の設置につ

きましては、事務局としての考え方は、6月10日の文章、または、前回の5月13日の文章で、ご説明をさせていただいたとおりでございます。協定書の変更につきましては、変更の必要は無いというふうに、事務局としては考えております。総合支所の地域振興室でございますけれども、これにつきましては、地域振興という、非常に重要な業務を専門に扱う組織を設置するというところで、課であるのか室であるのかというところに、それ程本質的な違いは無いのではないかと考えておりますけれども、総合支所の全体の予算の調整・管理ということにつきましては、現在の案では、総合支所総務課の所掌という中で、位置付けを考えております。それから、所長の専決権限につきましては、現在の組織の案の中を、これをベースにいたしまして、今、各チームのほうで専決権限の整理・検討作業を進めております。なるべく早くまとめまして、この協議会のほうに、提案協議をして参りたいと考えております。以上でございます。

会 長 幹事長さん、私が、ちょっとすいませんが、1つ質問。今のお答えの中で、地域振興の重要性のところ、課であるか室であるか、あまりこうというお話は、どういふふうに承ればいいのか。

高橋幹事長 すいません。それは、このペーパーのところで示しましたように、課については、それぞれ、庶務機能を持たせると、室につきましては、課内室ということで、庶務機能を持たせないという、少し、そういう違いがあるだけでございます。そういう面がありますので、地域振興課ということにしないで、ご提言の趣旨は十分果たしていけるのでは、現在の提案の地域振興室ということで対応出来るのではないかとこのように考えております。以前のご意見は、総務課を、統合して、地域振興課ということのご意見だったように思うんですけど、今日のご意見は、ちょっと変わってきておりましたけれども、そういう意味で、室を課にするだけでは、あまり大きな変更は無いと思っておりますので、合併の1つのリストラ効果と言いますか、全体としての効率化ということであれば、あまり組織を増やすことなく、対応していくべきではないかとこのように考えております。

会 長 ありがとうございます。すいません、私が質問して、聞いていただいて、皆さんのご判断の参考になればと思って、伺っておりました。

それでは、いかがでございましょうか。他の首長さん、2号委員の方、3号委員の方、ご意見があれば、お伺いさせていただきたいと思っております。それでは、水谷委員さん。

水谷委員 河芸町の水谷でございます。私どもも、特別委員会を6月24日にいたしまして、組織と機構の問題につきましては、素案から修正案に向けて、随分と色々ご意見を、お互いにこの場で出し合ったんですが、その流れは、私どもも所長の問題についても、かなり心配の面があったわけですが、前回の説明の中で、これから人事の問題と絡め十分考慮するとの線が出ておりましたので、形としては、了解の方向に、今向いております。ただ、1点だけ、お尋ねしておきたいんですが、総合支所の中において、教育事務所の問題で、その場の説明では、県の教育事務所と混同するので、ここは事務所ということで、変更したいんだということで、最後のほうに記載されておりました組織一覧表の図には、そういう整理をされておるんですが、今回の提出の14頁にも出ております。その、県の教育事務所が廃止されるというようなことが、先日の報道でもされておりましたので、こういう取扱いが、県のほうであった場合に、なおかつ、この問題については、従来と方針は変わらないかどうか、つまり、私どものほうでは、事務所という表現であった場合、何の事務所であったか混同される恐れがあるので、出来たら、目的意識をきちっとしておいたほうがいいんじゃないかという話が出ております。その点が1つ。最後ですね、ここで説明をいただいた上で、3ヶ月にわたっての協議内容でありますので、次へのステップという面では、この場所で区切りを付けて、次へのステップを踏んでいきたいと、こう思っております。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、どなたか。

高橋幹事長 教育事務所の件でございますけれども、その検討の中で、県の教育事務所は、来年4月から無くなるということでございまして、そういうことではあるんですけれども、いわゆる、今まで県にありました教育事務所が持っている機能と、混同される恐れもあるということで、それとは違う、どちらかといいますと、いわゆる施設管理、それから社会教育を中心にした業務を行うという、教育委員会の出先機関ということで、正式には教育委員会 事務所という言い方になるかと思っておりますけれども、そういう形で統一をしていったらどうかということでございます。

会 長 はい、考え方をお話いたしました。では、どうでしょうか、他の皆さん方。はい、どうぞ、海野町長さん。

海野委員 組織・機構につきまして、素案から修正案と、ずっときているわけではありますが、安濃町といたしましても、地域予算とか水道の問題、それから、先ほどいただいた教育事務所の問題、こういったことも一通りお伺いいたしまして、一定の説明をいただいております。細部につきましては、専門チームを組んで、色んなことも検討していくという、こういうようなスケジュールもいただいております。従いまして、おおよそのところは、こういったひとつの案で進めていただいているんじゃないかなと、私は思っております。色々と期限的なこともございますので、また、後日組織・機構につきましての細部については、協議会で報告があらうかと思っておりますので、これまで皆さん方がお話をされたこと、十分体していただいて、今お話がありましたように、次へのステップということも、ひとつの考え方ではなからうかと、こんなふうに考えております。

会 長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。はい、どうぞ、木下さん。

木下委員 はい、木下です。簡素で効率的な組織ということなんですが、これが住民無視ということになってしまえば、当然困るわけで、ただ、あまり建前にこだわることなく、やはり、私たち一般市民が、合併すれば当然色んな形で辛抱を強いるということも出てくるわけで、やはり、肩書きが組織の中で増えるなんてことも、当然ちょっと疑問を感じることもありますし、やはり、今言いましたように、建前にあまりこだわることなく、先ほどおっしゃられたように、合併効果をきちっと出していただくということを期待したいと思います。

会 長 木下さん、恐縮なんですけど、建前にあまりこだわるなとおっしゃるのは、もうちょっとご説明いただければ、有難いんですけれども。

木下委員 組織とか、こういうことって、私は正直なところ全く分かりませんから、自分自身の立場としては、例えば、行政の窓口に行った時に、やはり、あまり効率的になって、提出行為がきちっと出来ないでは困ると思うんですね。ただ、私たち、見えない組織というのは、効率的に、例えば、今でしたらパソコンの時代ですから、カードがあればいいということではないですし、それから、先ほど久居のお話を聞いてまして、まだ私にはちょっとよく分からないんですけれども、確かに、合併は対等ということですので、総合支所も全部あったほうがいいのかと聞くと、そうかなと思っております。ただ果たしてそれが合併効果にどういうふうな形で反映してくるかということが、よくちょっと分からない点なんです。そこで、やっぱり、最終結論としては、それが、きちっと、合併効果に繋がるものであれば、あまり、色んな形や建前にこだわらずに、きちんと、私たちには直接見えませんが、いい効果を期待したいなと思っております。

会長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

鈴木(一)委員 要望という形にしたいんですけれども、大分長い時間、組織とか機構について、それぞれの市町村の議会等を通じて、かなりご意見が出て参りまして、私もきちんと聞かせていただいております。安濃町長が言われましたように、ほぼ、私は出尽したように思いますし、これから先々、後6ヶ月でございまして、行政というのも動きますし、どういう状況で、必要不可欠な組織の再編があるかも分かりませんが、そこいらを承知して、ここでひとつの区切りとして、次回には、ここまで出尽く

した案が、私は、かなり皆さんのご意見を反映していると思っておりますので、是非、協議会の案として、提案していただきますよう、要望をさせていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。色んな各所からのご意見を伺いました。確かに、最後に、鈴木町長さんがおっしゃられましたけれども、4月17日の37回以降、色々と、皆さんに、本当にお忙しい中、素案なり、修正案なりを重ねさせていただいて参りました。色んな切り口から、組織でありますので、現時点、それから将来に向けてご意見があらうかと思いますが、おおよそ骨格部分につきましては、今もお伺いをしておりまして、ご理解をいただけたのかなと思えます。色々、でもというご意見もいただきましたが、私は、まず新市の発足は、今日お話をいたしましたひとつの案でスタートしたい。もちろん組織でございますので、これは、これでスタートをしたからといって、決まるものではなく、皆さん方の組織も日々色々のご検討なされて、時代時代に合わせて、いいふうに動かしていらっしゃいますので、そういうことは十分新市発足後もあり得るべしなんですけれど、今も木下さんから伺ったように、やはり、市民の皆さん方が、こういう事柄について、もっと参画してというご意見が出てくるのは、新市が発足して、新しい首長なり議員の選挙が始まるといった時にも、そういう方の立候補のご所信や、色んなことを通しまして、市民の皆さん方の考えというのが、もっと出てくるのではないかと思うんです。そういうことで、申し上げたかったのは、1つ、形としてスタートしていきませんと、動いて参りませんので、それで、基本的に、こういうことで。そして、各課の配置等も、まだもっと幹事会で検討させまして、次回の7月25日に40回協議会の開催予定でございます。この協議会までに協議第 号として、今度はきちんとまとめまして、委員の皆さん方に送らせていただいて、提案をさせていただきます。そして新市の組織・機構に関しまして、次の協議会で確認をしていきたいと、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、ご意見を体しまして、是非、鋭意少しそういう部分を詰めて、皆さん方に送らせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

#### 4 議 事

##### (1) 報告事項

報告第114号 平成16年度津地区合併協議会繰越明許費繰越計算書について

##### (2) 事務事業詳細調整結果

協議第123号 総務・企画部会の事務事業詳細調整の協議について

協議第124号 環境部会の事務事業詳細調整の協議について

協議第125号 産業労働部会の事務事業詳細調整の協議について

協議第126号 教育分科部会の事務事業詳細調整の協議について

報告第107号 総務・企画部会の事務事業詳細調整について

報告第108号 財務部会の事務事業詳細調整について

報告第109号 市民部会の事務事業詳細調整について

報告第110号 都市計画部会の事務事業詳細調整について

報告第111号 下水道部会の事務事業詳細調整について

報告第112号 上水道部会の事務事業詳細調整について

報告第113号 消防部会の事務事業詳細調整について

それでは、次に会議次第4の、本日の議事に入ります。まず、報告事項といたしまして、報告第114号、平成16年繰越明許費繰越計算書についてであります。事務局から説明をいたします。

事務局長 報告第114号、平成16年度津地区合併協議会歳入歳出予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。2ページをご覧ください。平成17年3月24日の第36回津地区合併協議会で、平成16年度合併協議会補正予算で議決いただきました繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、3頁のとおり報告をいたします。款の事業費、項、事業推進費、事業名、新市例規策定等支援業務委託について、1,050円を翌年度に繰越をいたします。以上のとおりでございます、よろしくお願いたします。

会 長 ご報告でございますので、お聞き取り下さいませ。それでは、次に、事務事業詳細調整の結果の協議に入らせていただきます。前回、協議会でご説明をいたしました協議第123号、総務・企画部会の事務事業詳細調整から入らせていただきます。それでは、内容等は、既にご承知と思っておりますので、色々のご議論をいただいて参りましたご質疑等がございましたら、お願いをして参りたいと思っております。それでは、水谷さん、どうぞ。

水谷委員 私どもの特別委員会で、この件については、どうかなという意見が出て参りましたので、申し上げますが、今、ケーブルテレビの普及率は50%を少し越えるような状況であるということは、間違いのないわけでありまして。それだけに、将来的にも、そういう可能性を含めて、期待度があるわけでございますけれど、ここで、番組の放送時間が翌日の午前0時までということについて、ここまで、深夜まで流す必要があるのかどうかということ、非常に疑問の声が沢山出ました。更に、もっと効率的に、こういう放送については、検討したらどうだろうか。深夜0時まで本当に放送されるような経過が、それぞれ普及されている段階であるのかどうか、そのへんもお聞きしながら、そのような検討が必要じゃないかということ発言して欲しいと、こういうことでございます。

会 長 ありがとうございます。ケーブルに関しましては、かねがね、一志町さんでしたね、色々ご所見もあつたし、美杉さんもケーブルにはご関心ですし、併せてケーブルの件、担当に答弁させますが、何かございましたら、お話を下さい。なければ、河芸町さんの件だけですが。はい、どうぞ。

中川委員 私どものほうも、先ほどおっしゃいましたように、美杉村と白山町とうちと、3町村が現在ケーブルテレビをやっておりますので、全町村をあげて、そういうことをやってありますが、今、123号で出ました細部調整の結果が、一志町では、これまで、コミュニティ番組として、消防署とか、町内の駐在所とか、社会福祉協議会、色んな団体も含めて、そういった団体で、その機関独自の問題点を協議しながら番組を作って、コミュニティ番組として、流してきたわけでありまして。町民の皆さんの情報の共有と一体感の形成に大きな寄与をして参りました。また、防災情報を提供して、10チャンネルで河川の状況を常時流したり、そういうことをやって参りました。監視カメラによつた防災上の主要箇所の中継をしてやってあります。新市においては、行政番組中心の調整になることとございますけれども、コミュニティ番組も当然流してもらいたいし、今まで、チャンネルが1つしか確保されていない中では、非常に調整が難しいのではないかと。私どもでは、10チャンネルと6チャンネルと、両方使って、今までやってきたわけとしまして、特別な番組は10チャンネルで出来るという経緯がございます。何とか更に調整を図ってもらって、そういった番組を流して欲しいと、そういうような要望がございました。是非とも、ひとつお願いをしたいと思います。先ほど、おっしゃいました、0時までということ、しょっちゅう流しますということ、やはり、一定時間流すことによって、必ずしも全部がその時間帯に見るとは限りませんので、必要な時は他の番組も見やんならんし、そういう深夜における放送も



必要じゃないかなと思いますけれども、以上でございます。

会 長 結城さん。  
結城委員

美杉村でございます。今日まで、分科会・部会で十分議論をしてもらって、その結果、ここに提案をされておりますので、私は是として、要望だけ述べさせていただきます。今、一志町さんからもご発言がございましたが、ケーブルテレビの重要性というのは、極めて重要、これからも重要だと思っています。そういう中で、特にコミュニティ番組というのは、新市になりました折に、更に一体感、そういうことを含めて、是非必要であると思っております。そういう意味で、当面行わないこととするという、こういうふうに書いてあるんですけど、当面は、色々な取組で私どもも大変なことと思います。当面という時期が過ぎた時点で、是非、新市となっているわけですけれども、是非とも、前向きに、早く実現をいただきたいと要望をさせていただきたいと思っております。それから、時間の関係ですけれども、参考にこれは申し上げたいと思っておりますけれども、今、生活様式色々ございまして、朝の早い方も、夜の遅い方も、いろいろまちまちでございます。私の体験から、やっぱり、11時過ぎから見るとということもありますので、時間は、これが適切ではなかろうかと、そのように、参考に申し上げておきます。以上でございます。

会長 ありがとうございます。いかがですか。

総務・企画部会長 総務・企画部会長でございます。1点目の、番組の放送時間の午前0時の件でございますが、私ども、幹事会までの審議の中では、高齢化社会の中で、各世代色々なライフスタイルがございます。その中で、住民ニーズも多様化してございますので、私ども考えた部分で、スーパーも12時までやっているとか、コンビニも24時間営業しているとか、こういったことも一方ではやっとなら、見据えると、やはり、ご提案の6時から翌日の午前0時の放送で、現時点でいいのかなと、望ましいと思っております。ただし、効率な運営という部分で言われましたので、それを、その時間、6時から翌日の0時まで継続的にするのかどうかというのは、断続的な運営も含めて、効率的な視点から、整理していきたいなと思っております。それから、コミュニティ番組についてでございますが、ご案内の通り、行政番組については、自主番組として製作しまして、やるということで、コミュニティ番組については、当面は行わないということでございます。その中で、コミュニティ番組の現在の主な内容と申しますと、それぞれの地域の話題がかなり盛り込まれているなという感覚を持っております。そういう中で、一志町さんにありましては、自治会数も61という中で、色々な展開がなされたのであろうということも思っています。そういうところで、新市にありましては、700平方キロメートルという広域化という部分を考えますと、自治会全体を合わせますと、新市では954位にも及ぶとも聞いておりますので、その地域の話題の選定とか、経費面とか、公平な立場からのご紹介という部分で、色々悩むところがございまして、当面は、行わないとしてございますが、行政番組の中で、例えば、申し上げられたような、防災情報でありますとか、そういったことも含めて、地域にある程度貢献出来るような内容のボリュームアップとか、充実をさせていただいて、当面は運営したいなと。新市の中では、コミュニティ番組の新設なり、また、今後検討されるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

会 長 それでは、お三方には、お答えを申し上げました。お三方のご意見は、少し違ったところもあったんですけども、色々ご意見をお伺いしてのお考え方というのは、今、ご説明を申し上げたところでありませう。

他にいかがでしょうか。総務・企画部会の問題で、よろしゅうございませうか。それでは、ケーブルの問題だけをいただきましたが、今、ご説明を申し上げまして、ご要望に対しての取組み方というのもあると思っておりますが、ご理解をいただければ、調整内容について、この通りにして参りたいと思っておりますが、よろしゅうございませうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、そのようにまとめます。

次に、124号が環境部会の事務事業の詳細調整でございます。これも、今と同じような形でご意見から伺って参りたいと思います。どうぞ、茂山さん。

茂山委員 家庭ごみの収集ステーション設置補助金の取扱いについては、以前の協議会においても、当市の補助基準、限度額45万円の3分の2を採用していただくような対応を強くお願いを申し上げたところですが、今回の、事業費の3分の1以内、限度額が15万円という調整案については、基本的には一応の了解をさせていただきます。しかしながら、今後老朽化が予想されるステーションの修繕についても、補助対象にしていけないでしょうか。このへんを明確にして欲しいということ。また、耐久構造の本格的なステーションを設置することが困難な地域については、ネット式により対応している地域もでございます。そのため、ネット式等の簡単なものについても、なんとか補助対象にしていけないでしょうかというのが、私どもの意見でございます。

会 長 はい、ありがとうございました。他にいかがでございましょうか。環境の問題につきまして。じゃあまた伺うとして、今、茂山さんからお話ありました、修繕の助成と、それから、簡易ネットでしょうか、それへの助成の問題を、どんなふうに調整したのか、聞きましょうか、どうぞ。

環境部会長 環境部会を担当させていただいております阿部と申します、よろしく申し上げます。まず、修繕工事でございますが、12ページの調整表の中で、修繕という言葉が入っておりますが、部会の中では修繕工事も補助対象としていくと、こういう調整になっておりますので、現在進めております交付要綱、これ今、制定に向けて作業を進めておりますが、この要綱の中で、明確にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。それから、ネット式、こういう簡便なものについても補助対象とされたいと、そういうことでございますが、先ほども申し上げましたが、要綱を今整備しておりますが、その補助対象となる、ごみ一時集積所の設置につきましては、耐久構造の建物、または構築物、そういうものに限ってございます。それで、その理由といたしましては、ごみの効率的な収集が期待出来るのではないかと。ただ、その反面、集積所の設置には多額の費用が見込まれる。そうしてまた、限られた予算の中で、全て補助対象とした場合に、ごみの効率的な収集という面で、ちょっと支障が生じるのではないかと、ステーションの分散化のおそれがあるのではないかと。それから、更に、ごみを処理する上での考え方として、市民の皆さま方には、ごみの排出まで、これは責任を持って行っていただきたい。市におきましては、排出されたごみの収集、または処理、こういうものについては、責任を持って行ってこうと、そういった役割分担がございまして、ごみの排出に当たりましては、市民の皆さま方に、多少のご負担をお願いしていかなければならないのかなと、このように考えております。こういうことから、補助対象を、耐久構造の建物や、構築物に限ったというものでございまして、ご質問のネットですとか、それからブロック・鉄骨とかレンガ、原材料なんです、そういうものとか、細かいところでは、箒とかサライとか塵取り、そういう物品購入、こういうものについては、ちょっと補助対象ということは考えてございませんので、よろしくお願いたしたいと思います。以上でございます。

会 長 只今ご説明いたしましたけれども、まだご意見ありますか。どうぞ。

茂山委員 今の、ネット式については、駄目ということだったんですが、私どもの久居市では、ほとんどステーション方式で、耐久的な構造のものが出来ております。しかし、一部、個別収集地域を除いて、団地とか、また、自分たちで3分の1の負担が出来ないというようなところについては、ネットを利用して、犬、猫、カラスの害から守るようなことをしておるんですけれども、そこらへんも、耐久的な問題と一緒に考え方ではないかということで、意見も出ておりますので、そこらへん、もうちょっと考えていた

だけないかということなんです。以上です。

会 長 今、茂山さん、担当のお話出ましたことを聞いてましたね、私はこんなふう思ったんです。日頃私の行政の姿勢としても、市民の皆さんに、そういうふうに申し上げているんですけども、皆さんもそうだと思うんですが、行政のやることと、それから、市民の皆さま方が、自分の身の回りのことを自分でという1つの、責任とまで、小難しいことは言いませんけれど、それぞれ、この社会の中で、常識的に、こういうのはやっていこうという分担があると思うんです。それで、例えば防災にしても、それから、ちょっとした家の前の側溝の掃除にしても、私は、それこそ大きな何メートルとか、それから暗渠のような側溝は行政がいたしますけれども、30cm位のやつは、皆さん、それぞれ、お家の前はやって下さいよ、なんてお願いしているんですけど、私は、そういうような組立だと思うんですよね。だから、網の問題がありましたけれども、ごみを出して、分別をしていただいて、そして行政が収集しやすいように出していただくというのは、私は、そのくらいは、やはり住民の方がそれぞれご家庭のごみとしてやっていただいても、いいんじゃないかな。そうすれば、じゃあ同じような問題で、お金のかかる恒久的なきちんとした施設と、どこに違いがあるんだと言われるか分かりませんが、今申し上げたように、単にそのへんに集めて網を被せておく、それはそうとしか出来ないところは仕方ありませんけれども、本来ならば、ちょっとお金がかかっても、きちんとしたものにしていただいたほうがと思うのも、1つの、いわゆる環境行政担当者の考え方かと思えば、それは大変だから、この位お金のかかる部分は助成しましょうということで、公の税金の使い方というのが、そこに登場してくると思うんです。だから、税金をどういうところで登場させて使うかというのは、これもいろいろ考え方があるかと思えます。幾らでもどんどん住民の皆さんの福利厚生のためであれば使えという方もありましょうし、そんなことをすれば、税金幾らいただいても、当然足りませんから、自ずから、日本の社会の中で限度がある、お互いに協力して社会を構築していくのが、常識人の考え方だというご意見もあります。色々あると思うんですけど、そんな中で、やはり私は、一度、今担当がご説明を申し上げました考え方も、例えば修繕工事等は対象にしていこうやと、ただし、ネットとか、他にも色々、箒とか塵取りとかも出てくると思いますが、そういうところは地域の皆さんでどうぞよろしくということも、私は、そんなおおぎょうには言いませんけれども、新市としての行政と、住民の皆さんのあり方、何でもかんでも行政がそれをやっていったら、よろしかろうというものではないと、私は思って、聞いておったんですけど。

部会長さん、皆さんの議論の中で、私が申し上げたことと違ったような感じであれば、私の申し上げたことを直しておいて下さい。

他にいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、茂山委員さん、そういうことで、ひとつ、全てのご要望に対しての満足するご答弁ではなかったかも知れませんが、ご理解いただければと思います。

それでは、協議第124号、環境部会の事務事業詳細調整につきましては、原案の内容で確認いたします。

では、次に、125号は産業労働部会の調整でございます。それではお願いをいたします。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 特にございませんようですから、協議事項第125号、産業労働部会の事務事業詳細調整につきましては、原案の内容で確認をいたしたいと思えます。

もう1件、協議第126号は、教育文化部会の事務事業詳細調整でございます。それ

ではお願いをいたします。

茂山委員 私どもといたしましては、幼稚園の通園も補助すべきという考え方が示されております。私どもの市は、昭和43年からの学校、幼稚園の統廃合により、遠距離の通園・通学となる者については、補助金を出しております。従いまして、通学・通園の補助がないことになると、家計も大変でございます。また、当然、自分の家の車で送る場合でも、親が必ず送っていかなければならない。あるいはバス停まで送っていかなければならない、こういうようなこともございますので、何卒、このことについての補助金というのは継続されるようお願いをしないと、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

会長 他に、いかがでしょうか。

池田委員 久居市の池田でございます。今、議長が申し上げましたことについて、補足させていただきたいと思っております。21ページに書いてございますように、栗葉小学校は、補助継続となるんですが、幼稚園の関係では、栗葉幼稚園というのがございます。補助対象は、この1園だけなんです、栗葉小学校と栗葉幼稚園は同じところにございます。同じバスで、小学生も幼稚園児も通っているんですね。これから、同じバスで通いながら、小学生は補助が出るけれども、幼稚園児は補助がつかないことになります。一緒に通って、同じバスに乗ってきますので、幼稚園が廃止されると、ちょっと具合が悪いので、なんとか残していただきたい。

会長 少し補足してご説明いただきました。それ以外いかがでございましょうか。

海野委員 2点ほどの質問になりますけれど、21頁の下段の5、これは当然確認事項で確認されておりますが、公立幼稚園の、原則9名の考え方ですね。安濃町のほうでも、中山間部におきましては、8名という場合も出てくるわけです。そういった時にも9名とするのかどうか。もう一つ、22頁の預かり保育の2,000円、このへんの問題は了としておりますけれども、保育の場合、1ヶ月を通して預かり保育ということではなくて、お母さん方忙しい時ですね、定期的じゃなくて、忙しい時に、預かり保育をしていただきたい。安濃町では今やっております、大変好評でして、利用していただいているわけですが。そういうことも、この中に含まれてくるのかどうか、その時の料金ですね。考え方だけ、2点お聞かせ願いたい。

会長 他にいかがでございましょうか。

中川委員 私のところは乳幼児の保育に関するところでございますけれど、先ほど海野町長さんもおっしゃるように、預かり保育の取扱いにつきまして、一志町では幼稚園における預かり保育は、現在実施をしておりますけれども、園児を持つ町民の要望は根強いものでございます。それで、議会および執行部は、色々協議した結果、合併間近でのこの時期でございまして、預かり保育を実施する方向で検討に入ることといたしました。今年度中に検討をいたしまして、18年4月から実施ということで、安濃町さんのようにやらせていただきたい。かように思いまして、何卒ご理解を賜りまして、させていただくようお願いをしたいと思います。

会長 はい、失礼しました、水谷さん。

水谷委員 河芸のほうも、預かり保育の関係なんです、現在幼稚園のみで実施する方針となっているわけですが、私のところは、私立の関係で、保育園との関係もあるわけですが、こういう表現よりも、むしろ、少子化対策というような面を取り上げてもらったほうがいいのかと。ということは、最近、預かり保育を希望する人が沢山あるという関係から、幅広く対応していったほうが、少子化対策の問題上は大事ではなからうかという意見もございまして。そういう意味も含めて、これからの考え方もあるかと思っておりますが、今日議論されました内容に付け加えたいと思っております。

会長 はい、ありがとうございました。それでは、数点色々とお伺いをしましたが、通園補助金のこと、それから預かり保育のこと、それから幼稚園の設立条件のことでしたね。預かり保育の問題については、とらまえ方というご意見もあったので、全体色々

と専門部会でご意見調整なされたこと、少しご丁寧にお話をしておいて下さい。

教育文化部長 はい、教育文化部会でございます、よろしく申し上げます。まず1番目に、久居市さんからご提案ございました、幼稚園児の遠距離通学についてでございますけれども、これは、児童の安全のため、通常保護者の方が送迎していただいているということから、他の幼稚園児との均衡を考えまして、廃止ということではきてきたわけでございます。部会あるいは幹事会も含めまして、協議をさせていただいたわけですが、今、お聞きしましたように、現在該当している児童の方につきましては、小学生の児童とともに、バス通園されているということもありますし、議長さん、市長さんからも、ご提案いただきましたことございまして、ちょっと、この件につきましては、再度持ち帰りまして、協議をさせていただきまして、文言の整理をさせていただきたいというふうに思います。

それから、乳幼児教育で、基準の9名ということでございますけれども、学級開設につきましては、児童数の推移とか地域の状況、また、職員の配置と人事面の調整も必要となって参ります。従いまして、基準に満たない場合の取扱いにつきましては、合併までに調整するという事は、非常に難しいと考えまして、ご案内のとおり、調整内容も合併後3年程度という中で、調整を図っていききたいというふうに考えております。

それから、預かり保育でございますけれども、原則といたしまして、年度当初あるいは入園時に申し込んでいただくことを基本と考えておりまして、一時的な預かりについては、考えてはならない状況でございます。ただ、現在もお聞きしますと、一時的なものにつきましては、状況に応じて、園長判断によって取扱いが行われているというふうには、お聞きはいたしております。

それから、預かり保育の関係でございますけれども、これにつきましては、保育所が近いところに無いとか、あるいは、保育所がいっぱいで入れないとか、色んな状況がございまして、そういう中で、恐らく実施されてきたというふうに考えております。従いまして、今もご提案がございましたように、現在実施している園、あるいは、今、準備をされているところにつきましては、実施する方向で調整を行ってきております。なお、合併後におきましても、やはり、まだされていないところにつきましては、地域の実情とか、あるいは、今もおっしゃっていただきましたように、保護者の要望等がございまして、その中で、十分な検討を行った上で対応をして参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

会 長 預かり保育で、ご意見をいただいた皆さま方、ご理解いただけましたでしょうか。それから、遠距離通学費補助金は、文言の整理とは言うておりますけれども、内容の整理のようでございますので、よろしゅうございますね。いかがでございますか、はい、どうぞ。

永田委員 美里村の永田でございます。今、ご説明の中で、預かり保育は原則として一時預かりはしないんだというご説明だったと思います。我々のところも、一時預かり、私も幼稚園の子どもを持っておりまして、急遽、今日は預かりでという場合もあるわけなので、そういった時に、要望する子どもに、そういったものを持たせてというようなことをやっております。そういったものが全くないということになりますと、やはり、父兄の方も戸惑いもあるかな、このように思いますので、そういった面については、今のご説明だと、もう原則として、そんなものは駄目だというご説明と、私は受け取らせていただきました。臨機応変に、そういったことについては、是非して欲しいなと、ひとつ、ご要望としてお願いしたい。もう1点、これは出来るのか出来ないのか分かりませんが、時間延長を、出来れば、私どもの議会としては、5時30分位までしていただけないのかな、このような要望、これは色んな諸々の制約もありまして、それは実施可能かどうか分かりませんが、そういったことについても、出来れば、そういったこともお願いをしたいな、このように思います。

会 長 それでは、もう一度お願いします。

教育文化部会長 はい、一時的な預かりの件でございますけれども、先ほどもご説明させていただきましたように、今もおっしゃっていただきましたように、緊急の事態が起こる場合もございます。それとか、今もお話させていただきましたように、園長さんの判断でお預かりいただくようなことが、緊急の場合は、あろうかというふうに考えております。それから、時間延長でございますけれども、基本的には、今、2時間程度という形で進めさせていただいておりますし、保育所との関係も出て参りますので、その点は2時間をお願いをしたいというふうに考えております。以上です。

会 長 永田さん、いかがでしょうか。原則的なものと、応変の考え方というのが、なかなか、その辺を私も、少し、ちょっと議論していきたいなとは思っているんですがね。スタートそういう形でご理解いただければ、よく、そのへんのところは、専門部会で担当の方が、実際の現場を見て議論なさっていると思いますので、そんなに、現場でお困りという様子というのは、それぞれの担当の方も、なさっていないとは思っているんですが、どうですか。

教育文化部会長 確かに、幼稚園の延長ということについては、ご希望もあるんでございますけれども、今も申し上げましたように、保育所との関係とか、そこらへんで、幼稚園は2時間延長をお願いしたいということでございます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、色んな、これからの問題も増えて、子ども達の取扱いというのは、それぞれ形も変わってくると思います。そういったところは、やはり、それぞれの形に合わせて、それから行政のあり方の中で、その部分だけを見てはいけませんので、全体の調整ということで、進めさせていただきますし、126号については、ご理解をいただきたいと思います。

まとめですけれども、遠距離通学費の部分を除きまして、原案の内容で確認をさせていただきますたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

今日の協議事項は以上です。

次に、前回報告をいたしました報告107号から113号までの事務事業の調整につきまして、特にご質疑がございましたら、お願いをいたします。いかがでございましょうか。はい、永田さん。

永田委員 33ページですね、投票関係、ポスター掲示場の設置ということでございますが、新しい新市になると、896箇所というのが膨大な数になるそうでございます。しかし、この中で、調整結果というところを見てみますと、3の項で、減数設置についての検討を進めるというようなことも書いてございます。これについて、どのように決定される、もう減数について決定がされているのかどうか、というのは、私ども議会で、これについては協議したんですけれども、一定で3割なら3割を減数しましょうということになりますと、小さいところは、ポスター、掲示板が無くなるというような自治会が出来る場合があるわけなんです。そういったところは、非常に不都合ではないかというような意見も出て参りました。そういったことについても、一律、もしこれを減数するということであれば、3割とか4割にするのか、1つのところには必ず1箇所するというようなことをしていくのかどうかということについてお尋ねしたいと思っております。

会 長 今、永田さんのおっしゃられましたことに関連して、いかがでございましょうか。

じゃあ、お願いします。

総務・企画部会長 総務・企画部会長でございます。前回、河芸の水谷委員さんからもご質問いただいたことに関連すると思っておりますが、現在の進捗状況としましては、その後、郡の委員会の委員長が交替しまして、改めて、この7月の中旬頃に10市町村の選管による

委員長会議を開催するという運びになってございまして、その中での意見交換、方向性が見出されるのではないかとということで、考えておりまして、現状、選管の事務局も含めまして、何割減るとか、どういう方向で行くとかいうことは、まだ不明な状態でございます。ただ、全体の取扱いとしましては、区域的な取扱いは別としまして、伊賀市に法定数の30%減とか、松阪市の36%減とかございますので、全体は、そういうようなことも勘案しまして、決定されてくるんだらうと。ただ、今言われましたことにつきましては、各選管の事務局を通じまして、委員長さんに報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。ただ、このポスターの予算的な部分が、九月補正ということで、どうも予定しているみたいでございまして、そのスケジュールの中から、次第に明確になりましたら、ご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

会 長 永田さん、よろしゅうございませうか。

永田委員 要望として、私が先ほど申し上げましたように、最低1つの自治会に1箇所はというように、要望としてお願ひしたいなと。今のご説明ですと、7月の中旬頃からというお話も聞いておりますが、3割とか4割、減数そのものについて、私は別に、どうのこうのと言うつもりはありませんけれども、ポスターが1つの自治会に全く無いというようなところが出てしまつては、不都合が生じるのではないかと考えますので、そういった点について、是非ともご検討いただきたいなということ、要望としてお願ひしたい。

会 長 ありがとうございます。何分にも選管のことでございますので、でも協議会でそのようなお話があったということは、担当のほうから、よく伝えさせていただきたいと思ひます。

さて、他にいかがでございませうか。はい、どうぞ。

水谷委員 44頁をお願ひします。ここの減免に関する事項の中で、3番目に、失業及びこれに準ずるものという表現が使われておるんですけど、税の関係で、準ずるということについて、曖昧な判断がされるというようなことであつては、おかしいのではないかとということで、その後の、記述アイについても、これを保護するような形で書いてあるんだなというふうに見ながらも、準ずるという項目が全然出ないんですね、これ。こういうことであると、非常に、適用するということについては問題があるのではないかとと思ひますので、この辺の定義をきちつとされるのが、普通じゃないかと。あるいは、もし出来ないということであれば、後ほど、条例の整理において、こういうのがされるのかどうか、そういう点を、ちょっと伺ひたい。

会 長 わかりました。それでは、どうぞ。

財務部会長 財務部会長でございます。只今、市民税の減免にかかる3号の規程でございますが、この3号では、減免の対象たる、失業とこれに準ずるものと定義をいたしてありまして、個別具体の状況を、主たる対象でございます失業について、アとイの事例を明示してあります。従ひまして、これに準ずるものの場合におきまして、アとイの事例は同様となっております。このような条規方法は法律等におきまして、見受けられるものでございますが、ご所見のとおり、より明確な、また、より分かりやすい規程の表記という観点もございまして、今後、例規整備におきまして文言の精査の作業におきましては、ご所見の趣旨も踏まえまして、対応して参りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

会 長 すいません、私が、また、こんなことを言つて、皆さんに理解していただくために、河芸町さんの規程では、こんながないのか。こういう書き方がしてないの。どういう書き方がしてあるの。

財務部会長 河芸町さんのほうは、アとイの規程はございません。従ひまして、河芸町さんの規程におきましては、条例の規程では、所得が無くなつたため、生活が著しく困難となつた、あるいはまた、これに準ずるものと、こういうことでございます。

会 長 これに準ずるものというのは、あるわけね。

財務部会長 その表現はございます。

会 長 ちょっと、もういっぺん説明を。

財務部会長 これに準ずると申しますのは、個別具体の事例で特定せず、広く準ずるという概念で定義しております。従って、例えば、廃業でありますとか休業、これらを個別のことで言えば、こういうことではございますが、広くの場合が考えられますので、失業とそれに準ずるものという定義でくくっております。以上です。

会 長 水谷さん、ちょっと法規的な内容なので、書き方、法律なり、条例なり、全部関わっての書き方をしておりますので、この部分だけというのと、ちょっと難しいかも分からんけれど、ご趣旨は担当もよく分かっていると思いますから。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。それでは、特にございませぬようでありますれば、今のご要望も承りまして、部会長も出席しておりますので、認識をしたと思いますので、先に進めさせていただきます。

それでは、報告第 107 号から報告第 113 号までにつきまして、報告をいたしました内容でご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、報告第 107 号から 113 号までにつきまして、原案のとおりの内容で承認いたします。

#### (2) 事務事業詳細調整結果(平成 17 年 6 月 29 日提案)

協議第 127 号 財産管理部会の事務事業詳細調整の協議について

協議第 128 号 福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について

協議第 129 号 教育分科部会の事務事業詳細調整の協議について

報告第 115 号 情報システム部会の事務事業詳細調整について

報告第 116 号 財産管理部会の事務事業詳細調整について

報告第 117 号 市民部会の事務事業詳細調整について(その 2)

報告第 118 号 福祉保健部会の事務事業詳細調整について

報告第 119 号 産業労働部会の事務事業詳細調整について

報告第 120 号 上水道部会の事務事業詳細調整について(その 2)

報告第 121 号 教育文化部会の事務事業詳細調整について

会 長 次に、本日、提案の事務事業詳細調査結果につきまして、事務局から説明を申し上げます。

事務局 次回の協議会で協議いただきます事務事業詳細調整結果の協議第 127 号から協議第 129 号について説明します。なお、説明につきましては、要点を中心に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。まず 84 ページをご覧いただきたいと思っております。財産管理部会の事業調整内容でございまして、事務事業詳細事項調整結果につきましては、区分、統一時期、調整結果として表にまとめております。また、調整結果冗談の調整内容表、これは様式 4 ですが、調整の具体的内容につきましては、これまでの協議会で、既に様式 4 として調整がなされ、確認された内容でございまして、下段の詳細事項調整結果につきまして、その内容に基づきまして、詳細調整結果を整理したものでありますので、これから説明させていただく内容につきましては、下段の詳細事項調整結果でご説明をいたします。契約分科会の 2 の、建設工事等の入札参加資格、業者選定等の詳細事項調整結果といたしましては、1 として、入札制度につきましては、工事等の設計金額の規模により、(1) の条件付一般競争入札、(2) の公募型指名競争入札、(3) の地域公募型指名競争入札、(4) の参加意思確認型指名



競争入札、(5)の随意契約、(6)の特定建設工事共同企業体による競争入札といたします。なお、(2)の公募型指名競争入札及び(3)の地域公募型指名競争入札における一定金額につきましては、米印で説明してありますように、土木一式、建築一式工事におきましては、当面5,000万円とし、段階的に2,500万円に引き下げます。85ページを見ていただきますと、ほ装、管工事におきましては、当面1,500万円としまして、段階的に500万円に引き下げます。の電気、塗装、防水、造園、内装仕上げ工事につきましては、当面1,000万円とし、段階的に公募型指名競争入札に切り替えます。また、地域公募型指名競争入札の地域条件につきましては、次の優先順位に基づき、対象業者数が20を超えるよう、順次拡大をします。の工事施工場所の所在する旧市町村の区域に本店を有する当該工事の格付業者を優先とします。ただし、津市と香良洲町の区域は一体のものとして扱います。次に、として、の上位格付業者を優先とします。次に、、工事施工場所の所在する旧市町村が属するブロック内の旧市町村の区域に本店を有する同ランクの格付業者を優先とします。なお、この場合、ブロックは、久居工事事務所管内のブロック、本庁管内の旧安芸郡のブロック、津市・香良洲町の3ブロックといたします。また、この場合、当該ブロックにおいて、当該登録業者数が少ない旧市町村から順次加えることとし、同数の場合は、工事施工場所に近接する旧市町村から順次加えることといたします。次に、の上位格付業者を優先とします。続いて、他のブロックに拡大して、と同様に拡大し、選定をいたします。2、入札参加資格要件といたしましては、(1)税の完納など、(1)から(4)の要件を必要とします。3、業者選定は、新市内に本店を有する業者を優先して選定することとし、新市内の本店業者のうち、土木一式、建築一式、ほ装、管工事業業者については、経営事項審査結果、前年度工事成績、指名停止期間及び施工体制点検結果による採点などを基に、業者の格付を行い選定いたします。ただし、前年度工事成績、施工体制点検結果については、平成19年度からの加味といたします。上記の業種以外については、経営事項審査結果を基に業者の格付を行い選定いたします。

続きまして、86ページの12番、物品等に係る入札参加資格、業者選定等の詳細事項調整結果につきましては、1として、入札制度につきましては、指名競争入札、または、随意契約による契約といたしますが、予定価格2,000万円以上の財産の購入につきましては、条件付一般競争入札の契約といたします。2、入札参加資格要件につきましては、(1)の税及び国保料の完納、および必要とされる場合は(2)資格(免許・許認可)を要件といたします。3の業者選定につきましては、新市内に本店、支店、営業所等を有する業者を対象といたしまして、該当がない場合は、市外業者を選定とします。なお、(1)の各総合支所で購入する物件のうち、新市物品会計規則に定める契約事務代行物品表に基づく総合支所総務課長代行によるもの、単価契約以外の原材料及び賄材料の購入、(2)各総合支所に係る業務委託のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の委託に係る随意契約の範囲の項につきましては、旧市町村における本店業者を優先に選定することといたします。

次に89ページをお願いします。協議第128号、福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議についてであります。10番、母子福祉年金及び児童援護金事業、11番の、母子家庭等高等学校通学費助成、および12番の、母子・寡婦福祉事業の詳細事項調整結果といたしましては、平成18年4月から、事業内容といたしましては、(1)児童援護金といたしまして、児童扶養手当対象世帯で、受給者本人の所得制限により、全額支給停止となった者のうちで、その所得額が規定する所得の範囲である者に、児童援護金支給一覧表のとおり支給するものであります。(2)の、母子または父子家庭等の児童について、祝い金といたしまして、小学校入学者及び中学校卒業者に対し、5,000円の図書券を支給します。次に、90ページお願いいたします。障害福祉分科会の15番、心身障害児(者)福祉年金給付事業の調整結果といたしましては、平成18年4月1日から実施します。対象といたしましては、(1)身体障害者手帳1級から3級、および

(2)療育手帳の障害の程度が最重度、重度又は中度の対象児に、年金額として、1人につき、月額7,000円を支給します。続きまして、91ページをお願いいたします。16番の、重度心身障害者等介護手当給付事業につきましては、平成18年4月1日から、2、対象者といたしましては、(1)上肢障害、下肢障害、体幹機能障害又は視覚障害で1級に該当する方で20歳以上の者、知的障害者更生相談所等の判定により、最重度、重度に該当する20歳以上の者。(3)といたしまして、介護認定4又は5に認定されている者。(4)精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する20歳以上の者、以上の対象者を介護する者に対し、障害者1人につき、年額36,000円を支給いたします。続きまして、92ページをお願いいたします。41番の重度心身障害者タクシー料金助成事業、44番の身体障害者自動車燃料費助成事業、45番の人工透析患者通院手当の助成内容といたしましては、平成18年4月1日からとなります。2、基本条件といたしまして、新津市に住所を有し、通院通学等のために、タクシー、自家用車、公共交通機関を月4回以上利用している者で、本人所得税非課税の者に対し支給します。ただし、障害児につきましては、保護者が所得税非課税の者といたします。なお、特殊教育就学奨励制度を受けている者については適用をいたしません。3、助成対象者といたしましては、(1)身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級及び2級に該当する者。(2)児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所等の判定した最重度、重度に該当する者。(3)の、精神保健福祉法第45条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する1級及び2級に該当する者。助成額といたしましては、月4回以上の場合は、月額2,000円、月8回以上の場合は、月額3,000円であります。

次に、95ページをお願いいたします。協議第129号の教育文化部会の事務事業詳細調整内容でございますが、教育施設分科会の9番、大規模改造事業、10番、耐震補強事業につきまして、耐震補強事業及び大規模改造事業につきましては、新市公立学校施設整備方針に基づき、平成18年度中を目途に基本計画と実施計画を合わせた新市公立学校施設整備計画を作成し、事業を実施して参ります。2の整備方針といたしましては、安全、安心の確保、施設の環境改善、新たな観点での施設整備の点で整備を進めます。3の新市でのそれぞれの事業の取り組みについては、整備の考え方、事業の進め方として記載させていただいております。以上で127号から129号までの提案を終わらせていただきます。

次に、97ページ以降の、報告第115号から報告第121号に関しては、事務事業詳細調整結果を幹事会において確認をしていただきましたので、協議会につきましては、報告のみとさせていただきます。報告させていただく項目は86項目と多く、幹事会で確認された内容でありますので、本日は事務局からの説明はいたしません。各市町村議会の報告説明は、各市町村の担当者よりさせていただきます。従いまして、次回協議会で確認していただきたいと思っております。また、別紙に、資料で、詳細調整内容提案・報告予定項目一覧というのがありますが、この一覧表につきましては、事務事業詳細調整結果を、協議会に提案、または、報告させていただく予定の項目名を提供させていただきます。また、提案・報告済みの項目につきましては、提案・報告させていただいた日付を記入しております。なお、米印に記載させていただいておりますが、協議会提案・報告欄の につきましては、今回提案の協議会協議項目、 は今回報告の協議会報告項目、その他につきましては、次回以降の提案・報告とする項目です。前協議会をお願いしましたが、幹事会におきまして詳細調整を進めておりますが調整内容により提案項目及び報告項目の追加・削除となり、項目数を変更させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

会 長 只今ご説明を申し上げましたが、なにぶん多数の項目になってきましたので、この場で、ご説明を割愛したのもございます。失礼をいたしました。そういったような、多数でございますので、是非、届けの書類等をご吟味いただきまして、また、ご質問

がございましたら、それぞれの担当者を通じて、事務局のほうにお問い合わせいただきますよう、お願いをし、そして、次回協議会で協議をして参りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、本日の議事は以上でございます。この後、次の日程等につきまして、説明をさせていただきますので、今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

## 5 次回協議会（第40回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成 17 年 7 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分

場 所 津市役所 8 階 大会議室

事 項 組織・機構について

事務事業詳細調整結果等

## 6 その他

会 長 他にありましたら。

事務局長 その他でちょっと。今の、資料の 165 頁を見ていただきたいんですが、現在の市章のデザインの応募状況と今後のスケジュールについてご報告いたします。応募件数は、10 市町村で 103、県内で 15、県外で 13、こうなっております。現状、ちょっと少ないという感じはありましようが、締切が 7 月 15 日でございます、第 1 次選考、第 2 次選考という形をとりまして、8 月末には、優秀作品 5 点位を選びたいと、そして、9 月下旬から 10 月 15 日まで住民アンケートをとりまして、10 月下旬には市章のデザインを決定したいと思っております。

それから次に、166 ページに、中学生議会ということで、新「津市」の将来を担う中学生の代表で模擬議会を行いたいということで、実施時期につきましては、8 月 21 日の日曜日ですが、1 時から 4 時頃までで、場所は、津市の議会棟をお借りしまして、実施したいと思っております。対象者につきましては、構成市町村の中学生代表で、全体で 38 名をお願いをするということで、実施したいと思っております。

それからもう一つ、167 ページを見ていただきますと、「津市の夢～未来の絵」ということで、絵を募集します。対象者につきましては、合併市町村在住、または通学の小学生 5・6 年生とし、自由参加とします。画題につきましては、新しい津市の将来に対する夢、新しいまちに対してのイメージというような形で描いていただきたいと思ひまして、応募締切は 9 月 9 日です。応募方法は、各教育委員会を通じて、合併協議会事務局まで提出する。審査につきましては、9 月中に最優秀賞 1 名、優秀賞 4 名、入選 10 点を決定いたしまして、10 月上旬あたりには、生徒に通知を行い、記念品を贈呈します。応募者全員に参加賞を贈呈します。それからもう一つ、今年度の事業計画で既にお認めいただいておりますが、新市で実施いたします新市発足記念事業のアイデアを住民の皆さんからも募集をするために、7 月 1 日号の協議会だよりで広報をいたします。委員の皆さん方におかれましても、良いアイデアがあれば是非お聞かせ頂きたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

会 長 それじゃ、どうもありがとうございました。暑い中、ご熱心にご協議をいただきまして、ありがとうございました。なお、横山町長さん、前山町長さんご欠席でしたが、よろしくお伝えください。それでは次回、たくさん協議事項をお願いすることになりますので、とにかく、いい格好で 1 月 1 日にスタートしたいと思ひます。どうぞ、よろしくお願ひをいたします。ありがとうございました。

平成17年8月9日

署名委員 1号委員 美杉村長

印

2号委員 津市議会議長

印

3号委員 三重県津地方県民局長

印

**会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。**